

第 16 回 議員定数等議会改革推進特別委員会記録

日時：令和 2 年 10 月 30 日(金)

13 時 26 分～15 時 41 分

場所：第 4 委員会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】柳楽議員

【事務局】 古森局長、下間書記、中谷庶務係長、近重議事係長

議 題

1 政務活動費の広報費について

2 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について
(9 月定例会議での陳情採択を受けて)

3 その他

○次回開催 11 月 16 日 (月) 13 時 30 分 第 4 委員会室

【議事の経過】

(開議 13時26分)

西川副委員長

第16回議員定数等議会改革推進特別委員会を開会する。本日牛尾委員長が欠席で私が進行させていただく。出席委員は7名で定足数に達している。

これまで皆で苦勞して議員定数について結論が出た。これからは議会改革について調査研究していくので、協力をお願いする。

本日の議題はレジュメのとおり大きく二つ、政務活動費の広報費について、これについては議論していたが、途中になっていたので、再開する。もう1点は議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について、これは9月定例会議での陳情の採択を受けて議論するものである。本日、この二つを議論するが、議題1.が終了したら一旦、休憩をとることとし、事務局の職員が入れ替わることとする。

議題1 政務活動費の広報費について

西川副委員長

資料1-1について、これは第7回の本特別委員会、3月27日に一度皆に見てもらった資料に事務局から追記してもらっている。おさらいという意味も含め、再度資料をもとに説明をする。

(以下、資料をもとに説明)

今回はこれについてあまり議論を深めていなかった。今日は広報費をまず認めるか認めないかについて、皆の意見を伺いたい。まとまるようであれば、まとめ議論をしていきたい。

事務局から追加で説明はあるか。

下間書記

資料1-4：県内8市の状況について説明。

(以下、資料をもとに説明)

西川副委員長

この広報費については今のよう、定まった基準がないので、判例を基準に検討しなければならない。認めるにしてもそれなりのバックデータを持たないと、何かあったときに困る。

まずは広報費について、委員の現在の率直なご意見を伺いたい。

西村委員

言われていることはよくわかる。ただ、例えば一般質問を載せてそれが片面になる。そうすると考え方によっては、その一般質問をするためには調査研究が必要である。何も考えずに出てくるわけではないので。その工程、実務作業についてどう考えるかがさっぱりわからない。議長会のコメントを見ても。そこの考え方を整理してもらおうとすっきりする。基本的に自己PRは不可というのはよくわかるし、50%という割合がよいのか、パーセンテージはどうでもよいが、全面的に認めるわけにいかないという考え方があるのはよくわかる。

笹田委員

旧浜田市で平成18年4月までやっていたとのことだが、何か問題が起きたのか。

下間書記

合併した時の政務調査費でやめられたようだ。合併前の旧浜田市だけ

- 笹田委員 　　がやっていた。もともと町村は政務調査費自体がなかった。
 その時に問題があったので合併時にやめたのか。当時そういうことをやっていた議員がおられたのか。不適切なものと判断しにくいためと書いてあるので、何かあったのかと。
- 下間書記 　　何か問題が生じたわけではないと思う。浜田市議会にかかわらず広報費というのが全国的に、案分が必要であったり、グレーゾーンがあることは昔から言われていた。浜田市で何かいけない事案があったかどうかはわからない。
- 古森局長 　　平成18年2月の議会運営委員会で、合併時にどうするかを話し合われた。適切なものと、不適切なものを明確に判断しにくいということで、グレーな費目については対象外としようとした経緯がある。
- 西村委員 　　文面を読むのと、理解としてはこのように理解すればよいのだと思うのは、最終的に自己PRでも何でもよいが、資料を配ることで住民から意見を吸い上げるような手立てがあるのか、ないのかが分かれ目のような気はする。文書だけを配ってそこまでは期待できないか。
- 下間書記 　　そういう意見につながるものが予想されるため認めていると議長会は言われている。
- 西田委員 　　広報広聴費の広報費は、紙面をつくって配布する部分もあるし、SNSといったものもある。線引きが難しい。配布するとなると、自分の後援エリアだけ配る、政務活動費を使った紙媒体はまずは支持者に配るが、そうすると一部になる。全域に配るとなると恐らく新聞折り込みチラシを活用するしかないが、それでも全員には行きわたらない。
 配り方、配るエリアの問題もあるのかなど。線引きが難しい。紙媒体は案分ということもあるが、ネット関係でいろいろされるのは線が引けない。不特定多数が見られる。
- 佐々木委員 　　何市かは条件つきでオーケーだったが、活用されているのか。
 下間書記 　　認められているところは活用しているのではないかと思う。
 佐々木委員 　　いろいろ条件があるから使わずに、自費でつくって出していることも当然あるだろう。
- 下間書記 　　そういうところもあるかと思う。益田市の議員の広報紙は見たことがある。
- 佐々木委員 　　それに政務活動費が使われているのか。条件つきを使うか使わないか。
 下間書記 　　他市議会の議員の広報費について、一つ一つは見てないのでわからない。
- 古森局長 　　データが古いのだが、浜田市が10万円で平成24年の平均で54,000円何らか使っている。
- 佐々木委員 　　そうでなく広報だけでいくら使用しているかということ。
 古森局長 　　そういうことか。
 佐々木委員 　　せつかく決めても使わないと意味がない。それも含めて議論しないと。
 下間書記 　　浜田市議会の議員の皆がもし認めた時に使うのか、何らかの制約は必

	<p>要だと思う。何でも認めることにはならないと思う。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>使った内容、広報費について、単純に考えられるのが作成費。印刷業者に依頼したり、広く配布するなら折り込みになると思うが折り込み料のどのくらいまでだいたい対象にして広報費の用途として認めるか。</p>
<p>下間書記</p>	<p>雲南市も広報費を認めていて、印刷代や送料も現状は認めている。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>それは資料に書いてあるのか。</p>
<p>下間書記</p>	<p>はい。ただ、実際に議員のうち何人が広報費を使ったかは調べてない。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>折り込み料も入っているのだな。</p>
<p>西村委員</p>	<p>出すことを認めるなら送料も認めるというのはあるだろう。</p>
<p>西田委員</p>	<p>例えば雲南市が全部認めているとすると、できた中身を、個人のPRをするような中身なのか、写真がいっぱい載っている、名前が大きく載っているのか、それともその人が本当に政務活動として調査研究した内容にふさわしいのか、その割合を誰が公平にチェックするのか。それがまた大変である。だから認めるなら皆認めてもよいと思う。しかし内容チェックを公平な目で誰かがチェックしなくてはいけない。そこに不公平感が生じると余計にややこしくなる。そうなると面倒くさいから置いておこうという気になりかねない。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>何を持って公平とするかによる。グレーゾーンもあり、判例も人によって違う。非常に何から何までグレーなので、線引き基準がないのでとても難しい。</p>
<p>笹田委員</p>	<p>もしそうなると恐らく議員個人の良識に任せるしかない。線引きがない以上は。判断が難しい内容だってある。自分で責任をとってくださいという話になるのかなと思う。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>恐らく議長や事務局が責任をとるのではなく、恐らく最終的には本人がいずれにせよ責任をとらないといけない。</p>
<p>下間書記</p>	<p>ただ、市として補助金を認めたことになるので、事務局にも責任がある。市が誤った補助金を出したということで市も訴えられることもある。</p>
<p>笹田委員</p>	<p>では、事務局がガイドラインをつくらないと難しい。</p>
<p>古森局長</p>	<p>事務局がガイドラインをつくり、議員がそのとおりにしたとしても、判例で負けたら議員にも責任がかかる。</p>
<p>笹田委員</p>	<p>いずれにせよ線引きがいるということだ。</p>
<p>西川副委員長</p>	<p>もし、認める方向であれば、ガイドラインをつくってそれを審議して、例えば議長会等どこかに見てもらって、ガイドラインに適したものをつくるなら案分して50%なり、上限いくつなりといった決め方をするのがよいかとも思っている。</p>
<p>小川委員</p>	<p>1個1個、面積をチェックするのは大変なので。作成したガイドラインに従っていくらか認めるのがよいのではと思う。</p>
	<p>送料は全戸に送るとなると相当な郵送料の金額になる。10万円の政務活動費では足りないのでは。</p> <p>なじみがあるのは某県議会議員の新聞折り込みだが、議会活動や調査</p>

活動の報告が載っている。

あれも恐らくガイドラインに沿って折り込み料含めて出されていると思う。そうすると相当ご本人も精査して、ここ以上出したらまずいぎりぎりのラインでオーケーされているのだろう。

プロフィールでいうと地方紙も新たに発言された方のプロフィールが載ったりするが、あれも広報費の中から支出されているのだろうか。会派として出されているところもある。あのあたり、日常的に接しているものはないが、全戸に配布している議会だよりにおいて少ないが一般質問がいくらか報告されているという意味ではそれと同じような位置付けかと思う。

新聞も購読者が減ってきている。本人とすれば全市民に知ってほしい思いがあるが、書き込む内容も案分内容があると難しい。

もし、こういう制度が認められたとしても自分が活用するかということかなり消極的にならざるを得ない。それでもSNSの関係で、ブログやホームページの費用をいくらか負担してもらえらるなら、そちらの面から少し開拓していく必要が今の時代ならあるのではという気がする。

西川副委員長

SNS等は、なかなか難しいということだろうと思う。8市でその関係はないか。

下間書記

広報費なので、松江市もホームページの作成及び維持管理に要する経費とあるので認められている。ホームページで認めてほしいと議員が思われるのは、ホームページにかかる何の費用か。

西川副委員長

作成費と維持費。

下間書記

作成費というのは委託するということか。最初つくる時の経費。

西川副委員長

あと年間保守料がある。作成は一時金だが、1年ごとに保守料がかかる。

笹田委員

SNSはかからない。

下間書記

実態としてホームページをつくりたいというのがあるのだろうか。

笹田委員

今はホームページをつくっているところが少ない。

西川副委員長

またホームページになると案分があるので難しい。沖田委員から専門的に何かないか。

沖田委員

折り込みをぜひ活用していただきたいのが本音ではあるが、これ、ほぼほぼ判例等考えると、選挙活動に当たらない行為などどこにもない。例えば折込チラシを使うことになると客観的ではあるが、やはり自分の近所に配る、それこそ選挙活動との線引き等無理になる。

これは市民感覚からすると、議会だよりが議会の都度出るのに、その上、政務活動費を使って何を報告するのかという気持ちがある。少なくとも自分はそう思っていた。だから難しいと思う。これだけの判例で認められる広報紙をつくろうと思うと。

なので、性質上、かなりグレーな話だと思う。それでも何かしたいなら案分を認めるのもやぶさかではないし、きちんとしたガイドラインが

下間書記

ないことには。そのガイドラインは誰が判断するのかという問題も出てきて難しい。逆に他市のものも見てみたいし、聞いてみないとわからない。

3月27日の特別委員会の会議録を見ると、小川委員がサンプルが手に入らないだろうと言われていた。

沖田委員も行かれた松江の研修、「議員の資質向上と政務活動費活用策」ということで講義があった際に先生に聞いてみた。だめな判例はオープンにはできなくて、この議員が作成したこの広報紙が判例でだめだったとかいうのは外には出していないもので、なかなか出せないと言われた。議長会にも聞いたが、そういうものは出せないと言われ、入手できなかった。

西川副委員長

議員個人の広報費の必要性については考え方が多々あるが、昨年度に報酬審議会の中で委員が言われたのは、議会だよりは議会だよりで、議員個人がどのような活動をしているかを知るのは必要なもので、そういう意味はあるという意見も中にはあった。

古森局長

そもそも議員活動がなかなか見えづらいので、個人の広報紙をつくっておられる方に対してなんとか政務活動費で助成をすることができないか、議員の報酬を一律に上げるのではなくて、そういった活動した人に政務活動費をプラスしたらよりよいのではという意見もあった。そういう取り組みを市議会がされるなら、次回以降の政務活動費の引き上げについては検討もやぶさかではないといった意見もあり、皆にお諮りしている状況である。

笹田委員

ガイドラインのことだが、参考になるところがあるのか。これだと難しい感じがする。それともここにある程度か。自分たちでつくらないといけないのだろうが、これを見る限り難しいかと思うので。ある程度基準があれば。もし、前向きな意見があるなら、こちらも前向きに検討すべきだと思う。

古森局長

研修などでは、広報費はグレーなのでそれ以外でしっかり使ってもらうように取り組むのがよいのではということだった。ただ、浜田市10万円は非常に少ないので、しっかりした条件をつけて広報費を認めるのはだめではないと思うが、グレーなのでしっかり、しっかり、検討した上でやらないと難しいと先生からも言われた。

西田委員

沖田委員に教えてほしいのだが、県議で例えばA4の1枚を浜田市内の山陰中央新報社全域に配布すると、ざっくりどのくらい費用がかかるのか。

沖田委員

A4でもA3でも1枚につき3円かかる。浜田全体で約1万8千部なので、掛ける3円だと思ってもらえば。年4回やると折り込み料だけで20万円を超える。その半分といわれても結構な金額である。議員報酬から果たして出せるか。そうすると結局自分のエリアだけでよいとなった時に、広報紙の公平性に疑問が生まれる。新聞折り込みも市議会レベル

下間書記

では難しいかと。それをやるために議員に50万円の政務活動費を要求したらばかやろうと言われるという話だと思う。

佐々木委員

参考に県議会がホームページで出されている収支報告について。広聴広報費として県議会レポート印刷費として年間で48万5千円。新聞折込みで約35万である。

県でも市でも裁かれるとなると一緒だと思う。万が一、県議会で判例になるような事例があった場合はどうなるのかと、今聞いて、あれだけ膨大な活動費を出している。

笹田委員

あと、いろいろな制約がある中で、つくる魅力が本当にあるのか。市議会だよりの拡大版という雰囲気になるのかと思うので、個人でつくるメリット、魅力がいかほどになるのか。また経費もかかるとなると、政務活動費でやったとしてもつくる人がいるのかなと。だから他市の状況が聞きたかったのだが。

西川副委員長

これどういうガイドラインをつくっても要するにグレーである。ガイドラインがあればグレーが白になるのだと思ったのに、グレーが黒になるかと思ったら怖い。

沖田委員

例えばガイドラインをつくって、それに従ってやらなかったからペケなら議員個人を責めるだけだが、ガイドライン自体がいつまでたってもグレーだから難しい。

西川副委員長

結局、議員個人の名前を出さないとか、選挙公約マニフェスト的なことを言わないということ突き詰めていくと、恐らく今、議会だよりminiをしているが、それでよいのではとなってくるように思う。では、その印刷代を政務活動費で見てくれというと微々たるものである。だから議会だよりminiもあって、議会だよりもあって、その上、自分の広報紙があるとなると、何を書くのか、結局個人的なことしか書きようがないのではないかと思う。そうするとガイドラインに全部引っかかることになるのでは。

西村委員

他市の出ているもの、判例でだめでなかったものは手に入るか。政務活動費を使ってつくられた広報紙。

西川副委員長

実物ということか。

西村委員

そう、実物。

下間書記

それは手に入らないだろう。

西川副委員長

ご本人にお願いするしかないのではないかと思う。

古森局長

そうか。

ネット情報なら公費を充てているかわからないので、事務局か議員に直接聞くしかない。

笹田委員

これだけ近年でも裁判になっている事例が多いなら、今から手を加えるのは難しいのでは。資料にあるのも平成29年と平成30年の判例だ。

佐々木委員

そういうリスクを負ってまで、つくる魅力、やるメリットがない気がする。

西田委員 今年のようにコロナ禍で視察研修に行きにくい場合にはそういったことも考えられるが、通常は10万円の政務活動費を広報費に回すよりも、個人的には出かけて行って新しいものを吸収したい気持ちが強い。

古森局長 西田委員が言われたように研修回数を増やす等して政務活動費を引き上げるといふ方向性の話を報酬審議会ですし出したのだが、やはり市民がよりわかりやすいようなことに対するお金を使うべきではという話も出たので、純粹に何に使ってもオーケーなお金を引き上げてもらえば議員もそれなりの活動をされるとは思うのだが、と言ったのだが、広報費に特化したような値上げにしてほしいという声があった。

笹田委員 グレーだと説明はしたのだが、市民がよりわかる場所に金をかけてほしいと。

古森局長 だが、グレーなのだ。

下間書記 だからグレーかどうかということは一応説明はしたのだが、ただ、そのあたりは市民がよりわかるようなものに金を使ってほしいということだった。

今、局長が言われたように報酬審議会であったのは、この前のアンケートでもあったが、議会の活動が見えない、議員の皆さんの活動が見えないというところで、活動が見えなかったら即、広報と何となく思いがちなのだが、活動を見せる手段としては広聴費で使ってもらうこともできると思う。

広聴費は今も認められていて、それこそ市民アンケートを議員の皆さんがされてもよいし、意見を聞く会を議員それぞれがされて、その会場費や資料作成費に使われてもよい。

議員活動を見せる手段として、見せる方法は何かといった時に、広報だけでなく、違う手段もあると思う。広聴費として活用するというのもよいのではないかと思う。

沖田委員 何年か前に議会広報広聴委員会で静岡県議会に視察に行ったときに、市民カフェというのがあった。住民座談会。あれは多分、会派単位だったと思う。あれは結構、コーヒーを出すのも会派の政務活動費からだったような。少し曖昧であるが。

西川副委員長 富士宮県民クラブという会派の何とかカフェ。

沖田委員 私もむしろ議員活動が見えないなら、直接会って話を聞くのが手取り早いし、何も広報だけではないという意見だ。

佐々木委員 今言われた広聴に力を入れて使ってみたらという話だが、確かにそちらのほうが直接出会えるし、グレーゾーンもあまりなく、どこかで周知して看板を出してチラシを打ってすれば、いろいろ触れ合えるし、宣伝にもなる。

恐らく報酬審で言われたのは、何をやっているかわからないから知らせてくれと言っても、今でもホームページなどで委員会をやったり一般質問をやったり、見てもらえるようなことはしているのだが、それがな

かなか、面倒で見に行けないということもあったりすると思う。

割とわかりやすい感じで見えることをやってほしいという意味で言われたのだと思う。今は見てもらえばわかりますといったことしかしてないので、わかりやすい発信の仕方を併せて考えたほうが、先ほどの報酬審議会の意見に沿うだろうと思う。こういった広報を出せばそれで解決するようなことではないと思う。

下間書記

結局、今まで皆、広聴費で請求された方がほぼおられない。広聴費は今も認めていて、「議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望または意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費」ということで認めていて、印刷製本費、会場費、簡単な茶菓子、湯茶代、文書通信費、旅費というのは広聴費の中で今もオーケーにしている。

ちょうど広報広聴機能の充実という部分を、委員会初め議員の皆さん頑張っておられるので、こういうところをやっていくのはよいかと思う。

佐々木委員

多分それぞれ皆やっていると思う。例えば単純に町内に呼ばれていって報告するとか。それが広聴費を使える範囲内ということ。

下間書記

そこに経費がかかっているかわからないが。

佐々木委員

そこ、やっていることを少し工夫すれば、広聴費の扱いになるのかと思う。恐らく皆そういうことはされていると思うので。

古森局長

請求を手間がらずに。

佐々木委員

そう。報告や申請の手間が大変だからやってないということはあるかもしれないが。それをもっと広げたり、回数を増やしたりすれば。内容を充実するための費用だとか。

下間書記

事務局も活用できるのだという発信をしなければいけないかもしれない。

佐々木委員

どこどこ公民館でやるというチラシは大丈夫か。

下間書記

よいと思う。

沖田委員

個人特定だと難しいのでは。

佐々木委員

しかし個人の広聴費だろう。

沖田委員

なるほど。

西川副委員長

ということは、今認められている広聴費を積極的に使えるように。今まで誰も使っていないのだろう。

下間書記

はい。

西川副委員長

もう1回広聴費を見直して、使い方を例示して、議会として広聴機能強化は言っているので、そういう方向で政務活動費の活用を、広聴費として活用することを促進することが1点。どういうことに使えるのか、書いてはあるが、特に事例がないが、書いてあるとおりが。

下間書記

会場費等。そこで使う、何かに基づいた説明をしないといけないと思うので、その資料作成等。何かしら市民の意見を聞くというところで、何か市民の意見を聞く欄を設けたものを配る等、アンケートのような。

西田委員

広聴というのは、普段からやっているが、それをあえて政務活動費を

使おうとなると、証拠的なものを残す必要がある。市民の意見を残したり、集計をしなければいけないような。例えばどこかのホールを借りて、議会報告会というタイトルでやるのと、市民の意見を聞く会としてやるのとでは、中身は同じかもしれないが、そういう微妙な解釈の仕方が面倒。湯茶もオーケーとなっていていくらまでがオーケーなのかとか、饅頭ならよいがショートケーキはだめとか、では、どの辺までがよいのか。そういうところが煩わしくなるから政務活動費を使おうという気に、なかなかならない。それで今まで皆されていないのではないか。

ただ、いろいろな活動はされている。各地に呼ばれるので出かけて行って意見を聞く。ではそれを政務活動費で出そうとすると、詳細なレポートをまとめて提出しなければならない。わからないが、煩わしい点がいっぱい出てくるので政務活動費は使わない。とにかく自分の議員活動をすればそれでよいとして終わっている。

西川副委員長

今の件だが、政務活動費を使って研修に行けば申請も報告をするが、この件についてはどうか。

下間書記

事前の申請や報告はなさそうだが、しかし政務活動費は最終的に収支報告を出す時に、何らかのものは、いつどこで何人くらいといったものは出してもらわないと結果がわからないので。そのくらいか。

佐々木委員

今、西田委員が言われたように普段から多くの議員がこういう活動はされていて、茶菓子を出すかどうかは別として、自分が設定して会場費等が使える形を進めていけば、それで、かなり市民の方には活動状況が報告できると思う。

それが多分、また報告も何も表に出してないので、ホームページを見る人には伝わるがそれは単発的なものなので、どこかで最終的な経費報告の時に、いつどこで何人集まって主にこういう質問や意見が出たという形で載せれば、それがまた市民アピールになる。

非常にグレーも何もないからそのまま。効果もあるし、やりやすいのではないか。恐らく浜田市でやったことがないとなると他市でもあまりここにこだわっていないのでは。

だいたい今は議会の中で班割して行ったり、委員会で行ったりとかで議会全体でやろうとしているが、会派や個人で出向くパターンも方法としてはよいと思う。

広聴機能を充実させるなら、お茶でも出せば、喜ばれると思う。何か用意してあったこと自体がすごいことだと思う。

下間書記

会議に伴う湯茶・茶菓子はオーケーだが、飲食費はだめとなっている。食事、軽食とかはだめ。そこが社会常識の範疇で、グレーと言えはグレーなのかと。

佐々木委員

全然グレーではない。菓子が出るか御飯が出るかの違いだろう。そのくらいの線引きなら全然やりやすい。

西川副委員長

では、このくらいにしておいて。次どうするかは皆の意見を踏まえて、

一度委員長と相談して今後の進め方を決めようと思う。ではこの議題は以上でよいか。

西村委員

今は、広報費は、従来どおり認めないということか。

西川副委員長

今の雰囲気であれば、広報費に代えて今使える広聴費を使って、市民に知らせるほうがよいのではないかという方向性である。

西村委員

広報費は今までどおり、なしで。

西川副委員長

今のところの雰囲気は。

西村委員

だけど自分をPRするようなど半分認められるものは広聴費でも認められないだろう。

西川副委員長

広聴のために配るものも、そこもガイドラインがいるのでは。

西田委員

広報費を益田市や雲南市は認めているので、益田市、雲南市が政務活動費の中の広報費を、何人ぐらいの議員が、何割くらい使っているのか知りたい。場合によっては、とてもよいやり方をしているなら向こうの議員や事務局とこの委員会で意見交換してもよいし。

佐々木委員

他市で使っているところが本当に広報費としてあげているのかどうか、もしわかれば知りたい。

また、広聴費を他の市が使っているか、使っているならどういう内容で使っているか、もしわかれば調べてほしい。

下間書記

雲南市議会はホームページに出されている。

令和元年、全議員22名で広報費が27.6%。10人が広報費を使われている。

西村委員

益田市議会は梅谷さんという方が12万3,000円の広報費を使っている。政務活動費の中から広報費として全額使っている。

佐々木委員

雲南市議会の話が出たが、充当できる経費で公職選挙法の規定に抵触しないよう注意をするとあり、あまり細かく条件は決められてないようである。議員の判断で自由に出す人もいるし、厳しいからされてない人もいるし、あまり規定が決められてない中で出しているのはどうかと思う。

西村委員

和田さんはガソリン代で使っている。2万2,700円、広報費で。

小川委員

たぶん、パターンがいろいろある。西田委員や佐々木委員も言われるように、議員はみんなやっている。どこどこで相談事があるからこういうことで来てほしいということで行くとする、また、一度話を聞いてほしいということでも場所もまた問題になる。そこで茶菓子などを提供したかどうかということでもその領収書を提供したかどうかで、その領収書もいるということ、そうした場合、今まで広聴費を使ってないのは、事例がないから。これも使えるんだということがわかれば、ガソリン代がオーケーなら出てくるかもしれないし。場所も公民館を借りたらよいが、自宅だとまずいとかいう話など、どこで話を聞くのかも問題になってくる。これが、例えば広聴費として認められるというのがいくらかあると、これならできるということがわかれば請求も出てくるだろうが、細かい

ところがわかりにくい。

そういうことが恒常的になると、毎月行けば、茶菓子目当ての人が来るようになるかもしれない。それが選挙目当てだと言われるそういう可能性にもつながってくるので難しいのかと。

西田委員

それなら広聴費の使い方として、誰かがよい前例を、あくまでグレーでなく、ホワイトな状態のものを下から積み上げての広聴活動を、誰か模範的に示して一歩ずつ進んでいけば、皆が広聴費を使うのでは。

笹田委員

広聴費を使うのも、計画を立てて、申請して広聴費を使うというのがあるのか。

下間書記

今の規定では事前申請は不要である。様式もない。けれど、そういうのがあってよいのではないかと思う。

笹田委員

ないのか。では例えば、電話で、今市民が来ているから広聴費を使うよという形でも使えるのか。

下間書記

そういうことになる。今は、事前申請は不要なので。

佐々木委員

多分、広報費と同じように、これもどんどんやりだすと線引きが必要になる。最初は国府公民館でできていたが、だんだん広がって石中央文化ホールでやるようになり、お茶が出るとかでものすごい人になることもある。

下間書記

申請は不要だが、報告はあったほうがよいかもしれない。

笹田委員

報告もないのか。

下間書記

報告については、収支報告の時には広聴費でいくら使ったという報告をすることになっているが、先般の島根県市議会議長会の議員研修でも話があったように、何かしたら報告をつくるようなことをしていったほうがよいと先生も言われた。あのように入聴活動をしたら、このくらいの人に来て、こういう話をした等の簡単な報告書を出してもらう流れは必要になるかと思う。

笹田委員

では広聴費の使い方についてここで議論しよう。この特別委員会で。そうしないと使うのに使いにくいし、ある程度よい案があれば出してもらって。

下間書記

広聴費のほうでということか。

笹田委員

ええ。先ほど言われたように広聴費が広報費にかわることがある。

下間書記

広報費は今までどおりでよいか。

西川副委員長

そうだ。今のところグレーゾーンも多く、皆消極的なので、それよりも今使える広聴費で市民との接点をつくっていく、というのが、今の議会改革の流れでもあるので、そちらの拡充方法を探ろう。

とにかく、今認められてはいるが、どんな使い方があるか例示して、今は報告がないが、それをつくる。申請はなしだとしても、報告するような形でスタートしてみたい。

笹田委員

そこを議論しよう。

西川副委員長

ついでに、他市の広聴に関する何かがあれば調べてもらおうと助かる。

- 小川委員 | 実際に市民から相談があったり、何人から呼び出しがあって行ったときに、その分の例えばガソリン代やその場で湯茶代等がかかったとして、ここまでなら請求しても大丈夫というガイドラインが1つでもあると、これならできるという可能性が出てくる。
- | 実際に市民と接して、そういうことは皆もたくさん経験しておられるが、この部分は広聴費として出せるという仕組みがわかりやすいほうがよい。
- 西川副委員長 | 行ったガソリン代は満タンにして行って、帰って入れてみないとわからない。自動販売機は領収書が出ない等がある。そういうところでだめなんだと思う。
- 小川委員 | そういうことがあって結局まあよいかという話。だから今のところ実績がないから恐らく報酬審議会の方も、市民に見えない活動、議員にも要素があるのではないかということで、もっと活性化させて、それにも公費を出してよいのではないか、という意味で言っていると思う。
- 西川副委員長 | もう一度、広聴費について整理して、使える体制をつくる方向で行こう。
- | では議題1は以上で終わりにして、5分ほど休憩を取る。

[14時44分 休憩]

[14時50分 再開]

- 西川副委員長 | 委員会を再開する。

議題2 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

(9月定例会議での陳情採択を受けて)

- 西川副委員長 | 資料2-1に基づいて説明する。
- | これは9月定例会議で陳情が採択されたのを受けて、当委員会に議論をお願いされた件である。陳情内容は資料にあるとおり。9月4日の議会運営委員会で賛成多数で採択された件である。
- | 「議会基本条例と政治倫理条例のすり合わせをしてほしい。議会基本条例では市民参加の開かれた議会とうたっているにも関わらず、政治倫理条例では市民不参加（議員のみ参加）で原則非公開である」、①、②、③ということでポイントがあり、まず①のところで「議会基本条例と政治倫理条例のすり合わせをしてほしい」、②は「市民の不参加（議員のみ参加）」という点、③「原則非公開」、この3つのポイントがある。
- | 今回これを議会改革特別委員会で審議するにあたり、考えている流れなのだが、まずはこの特別委員会において議会基本条例と議員政治倫理条例の整合性を検討する。
- | 議員政治倫理条例において整合性のとれていない内容、また新たに追

加が必要な項目についての抽出を行う。

次に項目ごとにこの特別委員会で検討を行い、ここなのだが、特別委員会で条例の素案をつくるのか、議会運営委員会でつくるのかということなのだが、今そこには素案作成と書いてあるが、ここでは議会改革の観点から議論はするが、条例については議会運営委員会でつくってもらったほうがよいと思うので、できればここで素案ではなく、これに対する意見をまとめて4番のところ、意見を議長へ報告する。

そして議長から議会運営委員会へ報告し、議会運営委員会が条例をまとめる流れがよいのではないかと思っている。

よって3番の素案作成のところを、意見書をつくらせようかと考えている。

あとは事務局から説明をお願いする。

下間書記

資料2-1にあるように陳情の内容を大きく①、②、③と書かせていただいたが、②③も含めて委員長とも相談したのだが、議会基本条例と政治倫理条例をすり合わせていこうと。

政治倫理条例のほうが平成20年に先につくられているのだが、もともと平成19年くらいに議員発議での条例をつくっていいという機運がとても高まっていた時期があり、政治倫理条例と地産地消条例を議員何人かで分けて専門委員会をつくって、県立大学の教授を交えて条例をつくっていった時期があった。

常任委員会のような委員会でやるのではなく専門委員会、議員有志が集まる形で条例をつくっていた。

本当に早い時期に政治倫理条例をつくっているのだから、議会基本条例とのすり合わせがなされていないところも確かにある。

したがって、陳情者の言われる陳情内容の「市民不参加である（原則非公開である）」という部分はもちろん検討はしていくが、それ以外の部分でも基本条例と整合性が保たれていないところ、また新たなところを加えたり削除したりしてもよいと思うので、再度見直してはどうかというところである。

3番目にある「検討が必要と思われる項目」で、浜田市議会の議員政治倫理条例の第5条に「審査請求」というのがあっているのだが、今は議員からしか政治倫理審査会を開くことができない条例になっている。他市では市民が何人以上だったらできるというものがあったり、市民ができるが議員何人以上の賛同・連署が必要というところもある。

②「第8条 審査会の委員」も、今浜田市議会は議員だけで構成されている。浜田市議会の場合は無会派も含め会派から1名ずつ全ての会派から出ている。

審査会委員が議員だけで構成されているのだが、他の市町村では一般市民のところもあるし、識見者、専門的な方というのを入れておられるところもある。それだけで構成されているところもあるし、議員とそう

いった方を合わせた審査会のところもある。いろいろである。

③「第14条 調査審議手続き等の非公開」、これについて浜田市議会は原則を非公開にしている。審査会の中でオーケーになれば公開をする。基本が原則非公開である。他市議会では逆に、原則公開で審査会の議決で非公開にするところもあるので、そういった点を検討したらと思っている。

①、②、③というのは陳情者の言われた②、③に該当するのだが、それ以外のところでも整合性が保たれていないところがあれば検討していこうというのが④「その他」である。

西川副委員長

他に資料を用意してもらっているのが、現状の政治倫理条例と議会基本条例の関わる部分をピックアップしたもので、それについても説明してもらってよいか。

下間書記

資料2-2について、この資料が、他市議会の政治倫理条例で、審査会の中に外部の委員を入れているところ、審査会を原則公開にしているのを抜き出してみた。

境港市も、委員人数6名だが議員の中から議長が指名する委員が3名、識見を有する者のうちから議長が委嘱する委員3名で、基本的には審査会は原則公開。3分の2以上の多数決で非公開とすることができる。

倉吉市も、市民を代表する者、学識経験者及び議員のうちから議長が委嘱する者。

下から12番目の鹿嶋市は、法律または会計等当該審査に関する専門的知識を有する者4名をもって組織し、委員は議長が委嘱する。

このように、本当に各市議会それぞれ違っていて特色がある。実際の委員の職種も、弁護士、公認会計士等。想定していないというのもあり、実際にそういう会が開かれることになって初めて探していくというところもあった。これが審査会の中に外部委員を設けているところである。

次に見ていただく資料は、資料2-3の浜田市議会の現行の議員政治倫理条例である。

青色のところの「第5条 審査請求」にあるように、浜田市議会の場合は議員にだけ審査請求権がある。議員が請求する際も議員2人以上が連署する書面によらなければならない。市民は請求することができない。

「第8条 審査会の委員」、これも審査会委員は13人とする。委員は議長が議員のうちから任命する。議員だけで構成されている。

「第14条 調査審議手続き等の非公開」、審査会で行う会議又は調査審議の手続きは公開しない。ただし出席委員の過半数の同意がある時はこの限りでない。浜田市の場合は原則が非公開である。

次にご覧いただいているのは資料2-4「浜田市議会基本条例」である。この議会基本条例と政治倫理条例の整合性を保っていこうというのが今回の検討事項になる。

議会基本条例「第3条 議会の活動原則」ということで、議会は市民の

負託を受けた議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならない。浜田市議会の議会基本条例の一番の特徴として、市民の参画を推進する点がある。しかし政治倫理審査会については全く市民が関わっておらず議員だけで決められているという点を陳情者も言われている。

「第4条 議会改革の推進」、議会は社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革の推進に努めるものとする。陳情と直接関係はないが、このように社会状況の変化によって条例もどんどん変えていってよいのだというところで、掲載させていただいた。一度条例を決めたら変更しないのではなく、状況によって改正はしていいものなので、今回政治倫理条例を再度見直すのもよいことだと思う。

第17条、委員は議会の構成員として一部の団体及び地域の代表にとどまらず市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。2項で、「議員は市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める普段の研鑽により、市民の代表として相応しい活動しなければならない」。ここに「市民の意見を的確に把握するとともに」という文言があるのでマーカーを引かせてもらった。

第20条に政治倫理のことが触れられていて、「議員は市民の信頼に値する倫理的義務が課せられていることを自覚し、浜田市議会議員政治倫理条例を遵守するものとする」ということで、議会基本条例にも政治倫理条例のことはうたわれている。

「第21条 市民と議会との関係」ということで、「議会は市民に対して積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする」、2項から4項まで同じようになり、基本的には会議は公開にしている、積極的に公開して説明責任を果たすのだというところ。当議会の政治倫理条例が非公開になっているところで整合性が保たれていないように思われる。

以上が、浜田市議会の政治倫理条例と議会基本条例の簡単な確認である。

西川副委員長

今説明があったように、政治倫理条例ができたのが先なので、それより後にできた最高規範である議会基本条例に合わせていこう、というのが趣旨である。的確な陳情内容だったのではないかと思います。

これについてはそれほど結論を急ぐことでもないもので、これを機に政治倫理条例を見直して、議会改革の観点から見直していけばよいかと思っている。

まずは論点1の部分だが、簡単などころの意見ということで、原則非公開になっているがこれを公開にするか非公開にするかというのが、一番簡単な論点だと思う。これについてご意見はあるか。

西田委員

そもそも浜田市議会政治倫理条例ができたのは、浜田市が合併して3年目の、浜田市議会議員定数が36人の時の条例である。

だから議員数も多いし、各会派から出て約3分の1の方々が政治倫理条例策定委員会、あとの3分の1が地産地消条例策定委員会といったことで、議員がたくさんおられたのでそのように分けて、新たな議員提案の条例制定をしていった経緯がある。

当然委員の人数もだし、実際来年度から22名になるので、そういったことを踏まえると議員人数も考えねばならないし、浜田市議会議員だけでなく、外部から市民も交えて委員に入ってもらおうとよいということも当然考えられるし、非公開・公開もほとんど原則公開になり、政治倫理条例というくらいなので個人的にいろいろデリケートな点があるので一応非公開という観点があったと思うが、今後は基本条例にならって公開する方向になるのが常識的ではないかと思う。

ただ、中身によって委員長判断で非公開にするということのも当然だと思う。

西川副委員長

西田委員から公開・非公開についてと、委員について市民や外部の方を含めるといった意見が出た。それぞれ今の2つの論点について他の方からも伺いたい。

笹田委員
西村委員
小川委員

原則公開で、議員以外の方も入れたほうがよい。

それでよいのでは。公開で、議員以外を入れる。

一緒。案件によっては判断が必要な時もあるだろうが原則公開で。議員だけの視点で審査するのではなく、知見者、誰がよいかは今後出してもらおうとして。いくら心配なのは、実際こうやっているが、あまり開かれていないのではないかと思う。開く場合にはそういう方に入ってもらって専門的な立場から客観的な判断をしてほしいということが要請される。政治倫理条例が運用されているなら、人選が適切だったかどうかもあると思う。恐らく事案は、条例をつくっていても経験されてないのでは。もし事例があるならそういうところを研究してもよい。

佐々木委員

公開については同じ意見である。委員については、そもそも考えると議員が同僚の議員を裁くのは普通あり得ない話で、そもそも無理があった。委員に議員が入るかどうかは別として、識見者は法律に詳しい人のほうが判例を知っておられるし結果を出しやすいので、費用はかかるかもしれないが弁護士等がよい。弁護士といった方々が中心になってやる。先ほど小川委員が言われたように、それほどある事例でもないので、メンバーを決めずにその時になって議長が人選する方法でよいように思う。

あと、これには出てないが、審査請求を議員だけでなく市民もできるというのがあった。よく議長メール等が出てくるのだが、こういうのがあればそういう方々も乗ってこれるのかなと。よいかどうかはわからないが先進的な取り組みではあると思う。

沖田委員
西川副委員長
西田委員

同じく原則公開でよい。外部の有識者を入れるのも賛成する。

審査請求についても、ご意見をいただきたい。

審査請求となると、対象事案によって微妙なところがある。審査請求

は市民からの審査請求に応じるとなると、日常的に市民から議員個人に対するいろいろなメールが来ると思う。それを、恐らく議長団で判断されて、政治倫理審査会に該当するかは議長団と事務局とで判断してもらうことになるだろうが、政治倫理審査会にかけるか、かけないかの判断が難しいと思う。

しかしそれも情報公開を含めた市民からの意見なので、議会側としてさまざまな意見の1つとして受け止めねばならない。申請は受け付ける必要はあると思う。

笹田委員

もちろん市民からもよいが、個人攻撃的に何度もあっても困る。市民から何名かあった場合は、市民と議員1人の申請でやってもらうとか。市民だけでなく市民から議員へ相談を受けてやる等、一定のルールを決めないと、市民だけとなると対した案件でなくても開かないといけなくなるのではないかと思う。

西村委員

紹介議員みたいな格好にするか、それか、請求者に議員が入るか。そういう形で、議員は2人くらい入ったほうが、よい気がする。それで定数を何人にするかで違うのだが、例えば6人中2人を議員にして、4人をその都度集めるようなことにすれば、集める時に誰にするか等、恐らく急を要する場合もあるので、ある程度、固定というか、半分以上とかくらは決めておいて、残りの部分を都度、案件に応じてお願いするようなことがイメージ的にある。

西川副委員長

審査請求はどうか。

西村委員

審査請求は議員が2人くらい入って、市民は3人くらいが適切かと思う。

小川委員

乱用を防止する担保は必要かと思う。現行は議員2人以上となっている。請願とのバランスもある。請願と同じ程度の基準は、透明性等を考えると必要かと思う。そうはいっても現行は議員2名なので、それを確保した上でというのもあるし、24名のうち1人でも審査請求された方に賛同者がおられれば一応はかけるという形は妥当かと思う。請願の基準くらいでやるべきか。それは今後議論が必要である。

佐々木委員

先ほど事務局から説明があったように、例えば市民から出る場合のルールは他市を参考にするのもよいし、現行では、審査にかけるかどうか、それを判断するのをやるのだったと思うが。あればやるのではなく。

下間書記

はい。政治倫理審査会を開いて、調査審議するかどうかを諮ってから進める。

佐々木委員

そう簡単には、悪口程度のことではどうかと。そういうハードルは必要である。

沖田委員

今でも議員が2名以上連署となっているので、やはり2名程度の議員が必要かと思う。これは市民が1人でもよいのか。

西川副委員長

今は何も決まっていない。

沖田委員

請求に対しては少なくとも議員が間に入るべきだと思う。

西川副委員長
下間書記

政治倫理審査会はこれまで何度あったか。

2回。今いろいろご意見が出たが、他市の条例について紹介したい。

境港市議会「第7条 議員は議員定数の5分の1の議員の連署をもって請求することができる」。うちの場合は2名だったが、ここは5分の1という書き方である。また2項で、「議員の選挙権を有する者は、有権者100人以上の者の連署をもって請求できる」とあり、結構ハードルが高い。1人で出せるわけではなく、やはりこれくらいの連署をもって可能となる。

続いて倉吉市議会「第6条 審査の請求 市民または議員は、資料を添えて選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署（市民の場合）、議員にあたっては議員定数の3分の1以上」と、やはりある程度のハードルを課している。また、学識経験者だったり、市民を代表する者、一般の市民からも審査会の委員になっている。

本当に市議会によって全く違っている。

例えば笠岡市議会の特徴は、前文のところに「議会基本条例を制定し」という文言をわざわざ政治倫理条例にも入れているのが特徴的である。

あと第5条で「就業等の報告義務」とあり、これもとても珍しい。議員の皆がどのような事業をしているかを報告する義務がある。これがなぜ必要かというところ、これで請負契約の時の判断材料にする。政治倫理条例の中に「請負契約に関する遵守事項」というのがある。確かに我々事務局も、例えば議員が途中から何かの請負業務に就かれたとしても全くわからない状態である。

それはまずいな。

はい。したがってこういうものも必要なのかなと思ったところである。

「第6条 審査の請求」第2項で「議員の選挙権を有する市民は100人以上」とある。この書き方もまちまちで、議員の選挙権を有する市民とあったり、単純に市民というのもあったり、住民基本台帳に登録されている者という表現もあったり、なおかつ、18歳以上と年齢制限を課しているところもある。本当にいろいろある。

次に防府市議会の例を紹介する。防府市議会も前文の目的部分に議会基本条例に絡めた文言を入れ、第4条において誓約書を提出する義務を課している。「議員はこの条例を遵守する事を誓約するものとし、議員の任期開始の日から30日以内に誓約書を議長に提出しなければならない」ということで、自分はこの政治倫理条例を遵守するという誓約書をわざわざ出させる。これは他市議会でも何件かあった。

大阪の高槻市議会の第3条、「市民とは住民基本台帳に記載されている満18歳以上のもの」とあり、年齢を加えている例である。加えて議員5人以上の連署がいる。

次は東京の多摩市議会も目的のところに議会基本条例を入れているのと、珍しいと思ったのが第4条で、政治倫理審査会の設置の項目がある

西村委員
下間書記

のだが、議長の附属機関として政治倫理審査会を設けている。附属機関は普通は執行機関にあるもので、議会側に附属機関を設けているところはあまりなく、斬新で、特徴的だと感じた点である。また第6条の守秘義務等と、見出しに「守秘義務等」と設けて詳しく書いてある。うちもちろん守秘義務はあるが、審査会の委員の見出し内に「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様である」と、簡単に触れているのだが、ここの市議会は「守秘義務等」と見出しをつけてしっかり規定している。

奈良県橿原市の第6条で「誓約書の提出」とある。ここも誓約書を提出することを義務づけている。次の第7条がとても変わっていて、「税の納付証明書の提出」とある。議員の皆さんがきちんと税を納付しているか、滞納がないことを証明する必要がある。これは感心した。

茨城県鹿嶋市も前文に議会基本条例が明記されているのだが、とても強い思いがあるような前文で、「議会基本条例に基づき、そのあり方を議論検討してきた」とある。「第5条 就業等の報告と公開義務」、先ほどの請負の関係とも関連するのだが、ここはもっと詳しくかなり長い条項、1項、2項で記載がある。「こういった職についての時は必ず報告しなければならない」と強く書かれている。「第6条 市民の審査請求権 市民は議員に次の各号のいずれかに違反する疑いがある時、議長に審査を請求することができる」とある。市民の方1人。

(「100分の1」という声あり)

はい、やはり選挙権の、とある。やはり市民1人、2人というのはないのかもしれない。簡単にはできない感じだ。

西村委員
下間書記

そうだな。相当重い。

このように、本当に各市議会いろいろで、今から浜田市議会が何を検討して何を入れていくのかは、しっかりやるなら重い案件かと思う。

西川副委員長

決めるにしてもそれなりの理由や理屈がないといけないので、もう少し議論していかないといけない。

笹田委員

とても勉強になった。今言われた点は議論しなければいけないと思う。今、言われた部分でよいので、わかりやすく小さくしておいてもらいたい。申し訳ない。

下間書記

はい。3の「検討が必要と思われる項目」として①、②、③としたが、④その他のところでよいか。

笹田委員
下間書記

そうそう。その他でよい。

今事務局で気になった点をあげていくというところでよいか。

笹田委員

それでよい。しっかり議論の余地がある。

佐々木委員

先ほどの、誓約書のところは入るのか。

西川副委員長

その他のところに入れましょう。

佐々木委員

決めても従わねば意味がないので。いくら識見者や弁護士が言っても何の強制力もないのだから、せめて誓約書くらいは書いておかないと。

西川副委員長 佐々木委員 小川委員 下間書記	誓約書は、議員になった時に「条例に従う」という誓約書か。 「出た結論に従う」という誓約書。 条例を遵守するという誓約書のような気がするのだが。 条例を遵守するのは当たり前のことではあるのだが、更に紙ベースで 出させるところがすごいなど。
西村委員 笹田委員 下間書記	意味がない人には意味がないということだ。 確かに、本当にそうだ。 また防府市は、「誓約書を提出しない議員がある時は速やかにその議員 の氏名を公表しなければならない」という条文もある。 先ほど言われたように検討項目の①から③、そして④その他として、 先ほど言ったようなところも項目に加えて資料を作成するというので。
笹田委員 西川副委員長 下間書記	議論の余地があると思う。 今回は論点の部分で、他の例を提示してもらって、考え方を整理して、 方向性を考えていくこととしてよいか。 資料として条例を配信しているので、今言わなかったところで、これ も、という点があれば議員の方からも教えてほしい。
西川副委員長	タブレットに条例が15個入っている。これはピックアップされたもの で、探そうと思えば自分でも探せるのだろうが。 これは事務局でつくってもらってよいのか。
西田委員 下間書記	江津市議会もあるのか。 江津は紹介しなかったが、請求権があるのも審査会があるのも議員だ けである。
笹田委員 下間書記 西田委員 笹田委員 下間書記 笹田委員	浜田を参考にしたのではないか。 そうかもしれない。ただ、会議は公開である。 政治倫理審査会はだいたいどのくらい開かれているのだろうか。 本当は抑止力だから開かれたらいけない。 そのとおり。開かれることを前提として制定している条例ではない。 それを守りなさいという抑止力のための条例だから、開かれること自 体おかしいこと。
西川副委員長	では次回、これをまたもとに議論を深めることとしたい。議題2はこ れで終わる。

議題3 その他

西川副委員長	委員から何かあるか。 (「なし」という声あり) 事務局から何かあるか。 (「なし」という声あり) では次回の開催日を決めたい。 《 以下日程調整 》 11月16日(月)の午後1時半からということで、よろしく願います
--------	---

る。

以上で議員定数等議会改革推進特別委員会を終了する。

(閉議 15時41分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により委員会記録を作成する。

議員定数等議会改革推進特別委員会 委員長 牛尾 昭

⑩